

第17回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

1. 開催日時等

令和6年7月3日（金）午後3時20分～午後5時45分／第2会議室

2. 会議結果

【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

(1) 前回に引き続き、各種団体との意見交換の結果を踏まえて、どのように条例に反映していくべきかなど、素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行った結果、次のとおりとなった。

- ・ 第15条の第2項と第3項の順番を入れ替え。
- ・ 同条第4項「市は、市民、こども、保護者、育ち学ぶ施設からの相談を受けた者が必要に応じて適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。」中、「多様な相談の場」を削除。
- ・ 同条第5項は、既存の内容から、「市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。」に変更。
- ・ 第16条第6項中、「対話」については、その意図を逐条解説に記載。
- ・ 第5章第17条の次に「団体との協働」の条を以下のとおり追加。
「本章に定める、こどもにやさしいまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民や団体等の意見を活用し、これらと協働するように努めます。」
※ これに伴い、以下条ズレ。
- ・ 第26条については、第25条の評価と検証と重複するため、条のタイトルを「条例の見直し」と変更の上、既存の内容から、「この条例の施行の日から2年を超えない期間ごとに、こどもの意見を聴いて本条例の見直しを行います。」に変更。
※ これに伴い、附則を変更。
- ・ 上記以外は、特に変更なし。

3. その他

次回は、令和6年7月19日（金）午前10時から開催し、引き続き、素案の「たたき台」の見直しに係る協議のほか、参考人招致した2人の方から御意見を伺う。